

第19回 静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

日時：令和4年1月17日（月）

17時30分開始

場所：WEB会議（県庁別館5F東側）

I 開 会

II 議 事

<報告事項>

- 1 県内の新型コロナウイルス感染症の発生動向について（12月～1月）

<協議事項>

- 1 感染状況及び医療提供体制評価のためのレベル分類
今週のレベル判断について
- 2 第6波への対応について

<その他>

- 1 部会協議事項報告について

III 閉 会

※送付資料

次第、会議設置要綱、委員顧問名簿

【報告・協議1・協議2】20220114時点 0117 対策専門家会議資料

【その他】第1回検討部会実施報告（親会）

第1回新興感染症等対策検討部会 議事録要旨（確認用）

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱

(趣旨)

第1条 静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部に対し、感染症の拡大を防止するとともに、患者の重症度に応じた医療体制の確保に関する適切な助言等を行うため、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議を設置する。

(協議事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に対する県の対策に関する専門的助言
- (2) 県内医療機関等への専門的助言
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策本部への提言・情報提供

(座長及び委員)

第3条 会議に、座長及び委員を置く。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が就任を依頼する。
- 3 座長は、委員の互選により選任する。

(会議)

第4条 会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策局新型コロナ対策企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

氏名	所属団体名・役職名	備考
倉井 華子	静岡がんセンター 感染症内科 部長	座長
渥美 生弘	聖隷浜松病院 救命救急センター長	
伊東 宏晃	浜松医科大学 産婦人科学講座教授	産科領域
岩井 一也	静岡市立静岡病院 血液内科科長	
加藤 明彦	浜松医科大学医学部附属病院 病院教授	透析領域
木村 雅芳	静岡県保健所長会 会長	
小清水 直樹	藤枝市立総合病院 統括診療部長兼感染管理室長	
荘司 貴代	静岡県立こども病院 小児感染症科医長	小児科領域
須田 隆文	浜松医科大学 内科学第二講座教授	
飛田 規	磐田市立総合病院 副院長	
長岡 宏美	静岡県環境衛生科学研究所 微生物部 部長	
袴田 康弘	静岡県立総合病院 総合診療センター長	
福地 康紀	静岡県医師会 理事	
前田 正人	JCHO三島総合病院 副院長兼消化器内科診療部長	
操 華子	静岡県立大学 看護学部看護学科 教授	
矢野 邦夫	浜松医療センター 感染症管理特別顧問	

※ 顧問 毛利 博 静岡県病院協会会長

顧問 山口 建 静岡県理事

オブザーバー

静岡市保健所長 田中 一成

浜松市保健所長 西原 信彦